

本日(11/26)賃金・ボーナスカット問題で 大学当局と教職員組合の第2回団体交渉

正当性のない賃金ボーナスカット

金沢大学で働くすべての教職員の皆さん！ 金沢大学当局は、金沢大学の教職員の給与本給を0.2%、期末勤勉手当(ボーナス)を0.35ヶ月分、引き下げるといふ、国家公務員に対する人事院勧告と同率の給与引き下げを計画し、一方的に実施しようとしています。

これが実施されれば、教員の場合、50歳教授で年額25万7千円、40歳准教授で19万3千円、30歳助教で13万円の年間支給額の減額、また事務官の場合、53歳課長で18万7千円、40歳係長で13万3千円、30歳係員で7万9千円の減額となります。民間企業とは異なり、これほど仕事量が増えているにもかかわらず、なぜ給与を減らさなければならないのか、過半数代表者と組合執行部が行った緊急アンケートでも95%の教職員が反対しています。

こうした不当な給与・手当カットを阻止すべく、教職員組合は運動を展開してきましたが、本日第2回の団体交渉が開かれることになり、この問題は最終局面を迎えています。

そもそも、① わたしたちは国家公務員ではなく、国立大学法人の給与水準は、労使交渉によって決定すべきであると、文科省高等教育局国立大学法人支援課の永山賀久課長が、繰り返し表明しているところです。また、② 国立大学に交付される運営費交付金は渡し切りのお金であり、人事院勧告によって金額が変更されるものではありません。したがって今回、もしこのような大幅な賃金・ボーナスカットを行えば、金沢大学全体で3億円近い交付金が宙に浮いてしまいます。さらに、③ 昨年施行された労働契約法は、第四銀行事件などの判例法理を法制化し、労働者に不利益な就業規則の変更は、社会通念上、合理性のある場合にしか認められないとして、使用者側の責任を明記しています。

団交から逃げ回る高尾理事に理事の資格なし

6月の夏期期末手当の「凍結」について団体交渉した際、高尾理事(事務局長)は、左記②を理解しておらず、凍結された人件費は返納される可能性が高いと発言、組合側の失笑と叱責を買いました。そんな可能性は6月時点でもあり得ないことは明白で、それを承知の上で「返納」を口にしたのであれば不誠実交渉の典型ですし、知らないで言ったとすれば、運営費交付金の仕組みを理解していない人物に国立大学を運営する資格はない、と断ぜざるを得ません。以後、高尾理事は団体交渉に姿を見せず、交渉は部下の総務部長や人事課長に任せきりです。こんな不誠実な担当理事は、全国の国立大学の中でも希少な存在です。

名刺作成機が賃金カットの代償措置？

労働契約法は、就業規則の不利益変更の条件として、使用者側に、代償措置を提案することを事実上、義務づけています。ところが前回の団体交渉で、当局が提案してきた代償措置は、とうてい、代償措置の名に値するものではありません。項目を列举すると、

- 教職員の資質向上に向けた研修に使用する機器の整備(練習用のパソコンでも購入するつもりか?)
- 教職員個人の負担軽減と大学の広報力向上のための名刺作成機器(「なんで名刺作成機器が賃金カットの代償措置なんだ!」という抗議に、あわてて「これははずしてください」との答弁)
- 更衣室・体育館の整備(そんなこと、カットした賃金を使ってやるべきではなく、ちゃんと予算を措置すべきだろう)

- 防災用品の備蓄、インフルエンザ予防・治療用品の備蓄、建物の危険箇所の修繕(賃金カットがなければしないつもりなのか? それがおかしい)
- 情報ソフトの整備、キャンパスインテリジェント化(業務改善のためであって、職員にとって負担軽減になるか疑問、むしろ新たな労働強化か)
- バスのエコ化、網戸の設置(大学の経費節減になるだけ)

他大学や高専機構では、諸手当の支給を工夫したり教員向けには研究教育費として支給したり、職員の自主的研修への補助、昇格改善など、ハコモノではなく人に手当てした、限りなく人件費に近い措置を検討しています。それでこそ、「代償」＝「代わりに償う」に値する措置です。いずれにせよ、組合執行部は賃下げ阻止が最大目標ですから、こちらから条件を持ちかけることはしないつもりですが、代償措置の名に値しない、単なる予算用途変更リストの提示で切り抜けようとするなら、労働契約法違反、もしくは労働組合法で法定されている誠実交渉義務違反で、労働委員会への提訴も含め、強い態度で交渉に臨みます。多くの教職員のみなさまのご支援をどうか、よろしく願います。

金沢大学教職員組合 加入申込書

申込日	年	月	日
氏名			
部局名	内線番号		
職種	電話		

金沢大学教職員組合 (内線 2105)